

(2) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
緑風冠高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に登載されているにもかかわらず、現物が確認できなかった。</p> <table border="1" data-bbox="371 520 1475 720"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 520 557 615">品種</th> <th data-bbox="557 520 845 615">品目 商品名</th> <th data-bbox="845 520 1148 615">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1148 520 1276 615">数量</th> <th data-bbox="1276 520 1475 615">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 615 557 720" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="557 615 845 674">その他器具類</td> <td data-bbox="845 615 1148 720" rowspan="2">昭和48年3月15日</td> <td data-bbox="1148 615 1276 720" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1276 615 1475 720" rowspan="2">135,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 674 845 720">テレビ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	その他器具類	昭和48年3月15日	1	135,000円	テレビ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。</p>	<p>現物を確認できなかった備品について原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 廃棄済であるにもかかわらず備品台帳に記載されていた備品について、不用決定を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
家具什器類	その他器具類	昭和48年3月15日	1	135,000円										
	テレビ													

		<p>しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p> <p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査  備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年1月15日）

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
高槻支 援学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に登載されているにもかかわらず、現物が確認できなかった。</p> <table border="1" data-bbox="350 516 1466 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 516 575 592">品 種</th> <th data-bbox="575 516 863 592">品 目 商品名</th> <th data-bbox="863 516 1148 592">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1148 516 1261 592">数 量</th> <th data-bbox="1261 516 1466 592">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 592 575 672">家具什器類</td> <td data-bbox="575 592 863 672">その他器具類 テレビ</td> <td data-bbox="863 592 1148 672">昭和61年10月20日</td> <td data-bbox="1148 592 1261 672">1</td> <td data-bbox="1261 592 1466 672">660,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 672 575 751">家具什器類</td> <td data-bbox="575 672 863 751">その他器具類 テレビ</td> <td data-bbox="863 672 1148 751">昭和63年1月26日</td> <td data-bbox="1148 672 1261 751">1</td> <td data-bbox="1261 672 1466 751">115,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 751 575 865">機械器具類</td> <td data-bbox="575 751 863 865">光学器具類 テレビ I. T. V カメラ</td> <td data-bbox="863 751 1148 865">昭和45年3月30日</td> <td data-bbox="1148 751 1261 865">1</td> <td data-bbox="1261 751 1466 865">250,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品 種	品 目 商品名	当初受入年月日	数 量	金 額	家具什器類	その他器具類 テレビ	昭和61年10月20日	1	660,000円	家具什器類	その他器具類 テレビ	昭和63年1月26日	1	115,000円	機械器具類	光学器具類 テレビ I. T. V カメラ	昭和45年3月30日	1	250,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。</p>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 廃棄済であるにもかかわらず備品台帳に記載されていた備品について、不用決定を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品 種	品 目 商品名	当初受入年月日	数 量	金 額																			
家具什器類	その他器具類 テレビ	昭和61年10月20日	1	660,000円																			
家具什器類	その他器具類 テレビ	昭和63年1月26日	1	115,000円																			
機械器具類	光学器具類 テレビ I. T. V カメラ	昭和45年3月30日	1	250,000円																			

		<p>しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p> <p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査</p> <p>備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年1月9日）